



2022年11月25日

各 位

会 社 名 株式会社チームスピリット  
代 表 者 名 代表取締役 CEO 荻 島 浩 司  
(コード：4397 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役 COO 虎 見 英 俊  
(TEL. 03-4577-7510)

## 当社執行役員に対する譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度の導入に関する お知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役でない執行役員（以下「執行役員」）を対象に譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社執行役員が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式を割り当てるインセンティブ制度として導入するものです。なお、当社は2022年2月に当社従業員に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、この度、執行役員に対してもその制度を拡大するものです。

### 2. 本制度の概要

#### (1) 割当対象者

本制度の割当対象となるのは、一定の条件を満たす当社執行役員（以下、「付与対象者」といいます。）であり、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する者を予定しています。

#### (2) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により付与対象者に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、付与対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

#### (3) 金銭債権の支給及び現物出資

当社は、付与対象者に対し、当該付与対象者に発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭債権を支給し、付与対象者は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当該普通株式を引き受けることとなります。

なお、当社は、付与対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭債権を支給しますが、これにより付与対象者の賃金が減額されることはありません。

#### (4) その他

本制度の具体的な導入時期、発行又は処分株式数、対象者の範囲その他の本制度の具体的な内容については、2023年8月期連結会計年度中の当社取締役会において決定することを予定しております。

以 上